

古河都市計画地区計画の決定（古河市決定）

都市計画 古河駅南地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	古河駅南地区 地区計画	
位 置	古河市古河字鹿養道南、古河字大堤道北の各一部	
面 積	35.1 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、古河市の西部、JR古河駅から南東約800mに位置し、都心への通勤者などによる住宅を中心とした市街地であるとともに、主要幹線道路の沿道においては、地域住民の生活に寄与する商業、業務施設により構成される市街地である。</p> <p>また、本地区は、古河市都市計画マスタープランにおいては「居住市街地エリア」及び「複合市街地エリア」に、古河市立地適正化計画では「古河駅周辺都市機能誘導区域」に指定され、安全・安心な居住環境の保全・形成を目指す地区である。</p> <p>これまで、地区の特性に則した利便性の高い地区として、都市計画道路「3・4・3昭和町野木原線」及び「3・3・9桜町上辺見線」の整備や、上下水道の整備を進めることにより、市街地形成を促進したところである。</p> <p>本地区計画は、これまでの整備を踏まえ、地区住民の安全・安心に資するためのまちづくりとして、緊急車両の活動を円滑に行うための主要な区画道路を計画的に整備する。併せて、建築物の壁面位置を制限することにより、延焼防止等を図るほか、主要な用途である住宅地に相応しい用途に制限することで、良好な居住環境の確保を図る。</p> <p>また、地域住民の共助等による防災力の向上を図り、もって「安全・安心で住みやすい助け合いと声かけのある優しいまち」の形成を目指すものである。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>地区を5区分し、それぞれの方針により、土地利用を誘導する。</p> <p>【商業地区A】 商業・業務系施設を誘導し、地区住民の生活利便を考慮した土地利用を図る。</p> <p>【商業地区B】 広域幹線道路沿道の特性を活かしながら日常生活に必要な商業・業務系施設の誘導を図る。</p> <p>【住居地区】 住宅を中心とした土地利用を図り、緊急車両が円滑に進入できるよう道路の整備を推進する。</p> <p>【住居・工業共生地区】 住居と工業が調和できる土地利用を図る。</p> <p>【工業地区】 既存工場の操業環境の保全を図る。</p>

	地区施設の整備の方針	健全な土地利用の増進と良好な住宅地の形成を図るため、地区施設を適正に配置し、消防活動の円滑化に配慮した整備を行う。				
	建築物等の整備の方針	建物用途の混在化を防止し、地区の目的にあった住宅地環境を保全するため、地区の区分に応じて建築物等の用途、壁面の位置の制限等を定める。 また、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀等を制限するため、垣又はさくの構造の制限を定める。				
	地区施設の配置及び規模		区画道路 1 号 幅員 5m~7m 延長約 400m	区画道路 2 号 幅員 5m 延長約 320m	区画道路 3 号 幅員 7.5m 延長約 240m	区画道路 4 号 幅員 8m 延長約 330m
	地区の区分	地区の名称	商業地区 A	商業地区 B	住居地区	住居・工業共生地区
地区整備計画		地区の面積	0.7ha	4.6ha	28.3ha	0.7ha
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業、同条第 9 項に掲げる店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの	—	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 畜舎 2. 葬祭場	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)別表第 2 (ニ) 項に掲げる建築物 2. 畜舎 3. 葬祭場	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、50 cm 以上としなければならない。ただし、道路境界線及び敷地境界線から 50 cm に満たない位置にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。 (1) 物置その他これに類する用途に供し、床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの (2) 壁を有さない車庫				

		(3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m以下であるもの	
	垣又は さくの 構造の 制限	道路境界沿いに垣又はさくを設ける場合には、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、門柱・門扉は制限の対象から除く。 (1) 生垣 (2) 鉄柵・金網などで、基礎部分（コンクリートブロック部分を含む）の高さは宅盤面から 60 cm以下のもの	—
備考		上記の制限について、市長が公益上必要な建築物等で、やむを得ないと認めたもの及び法令等の規定に基づき義務付けられているもの並びに本計画の決定時において現に存する建築物及び工作物については、適用しない。	

「地区計画の区域、地区整備計画の区域は計画図に示すとおり。」

理 由

長期未着手であった駅南土地区画整理事業について、地区計画による規制誘導や地区施設として道路整備を行うこととし、駅南土地区画整理事業の面積の変更に併せ、地区計画の決定を行う。

